

令和 6 年度 第 3 期 論文式民法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔民 法〕

次の文章を読んで、後記の〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい。各設問は独立したものとする。

【事実】

1. Aは、妻Bとの間に子がいなかった。また、Aに兄弟はなく、Aの両親も既に他界していた。AはBと婚姻して20年以上経つが、数年前からBとは不仲であった。
2. Aは古本屋を営んでいたが、平成20年12月、趣味の登山をするために店を閉め、一人で中国の奥地に行った。BはAから中国に登山に行くことだけは知らされていたが、その後、Aからの連絡が一切途絶えたので、外務省に所在調査を依頼したが、Aの所在は判明しないままであった。
3. そのため、Bは、令和4年6月にAの失踪宣告を申し立てたところ、失踪宣告がなされた。そして、Bは、Aの財産である土地（以下「本件土地」という。）を相続し、相続登記も済ませた。
4. その後、Bは、同年10月に本件土地（時価500万円）を、Aの友人であるCに450万円で売却し（以下「本件売買」という。）、その登記も移転した。
5. ところで、Aは中国での登山の際に滑落し、足を折って倒れているところを、近くの山小屋の主人に助けられた。その後、Aは怪我も治ったが、日本での暮らしに嫌気がさしていたこともあり、Bに連絡することもなく、その山小屋で働きながら暮らしていた。
6. 海外での生活にも飽きたAは、令和5年4月に日本に帰国した。Bに会ったAは、Bから、Aの失踪宣告がなされていること、Aから相続した本件土地が既に売却されていること等を聞かされた。
7. 同年6月、Aの請求に基づき、Aの失踪宣告は取り消された。

〔設問 1〕（70点）

【事実】1から7までを前提として、以下の各小問に答えなさい。各小問は独立したものとする。

- （1）本件売買の当時、Aが生存していることをBは知っていたが、Cは知らなかった場合、AはCから本件土地を取り戻すことができるか。
- （2）Cは、令和4年12月に本件土地を、Aの友人であるDに480万円で売却し（以下「本件転売」という。）、その登記も移転した。B及びCは本件売買の当時Aの生存を知らな

かったが、Dは本件転売の当時Aの生存を知っていた。この場合、AはDから本件土地を取り戻すことができるか。

〔設問2〕（30点）

【事実】1から7までを前提として、以下の各小問に答えなさい。各小問は独立したものとする。

- （1）AがCから本件土地を取り戻すことができない場合、AB間の関係はどのようなになるか（Bが本件土地の売却代金全額を生活費に費消していたものとして考えなさい）。また、Bが本件土地の売却代金全額を海外旅行などの遊興費に費消していたときはどうなるかについても答えなさい。
- （2）AがCから本件土地を取り戻すことができる場合、BC間の関係はどのようなになるか。

